

○放置違反金納付命令に基づく車両の使用者に対する車両の使用制限に関する事務処理要領について

令和4年3月8日  
道本交指第4157号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て  
みだしのことについては、これまで「放置違反金納付命令に基づく車両の使用者に対する車両の使用制限に関する事務処理要領について」（平29. 2. 23道本交指第3501号。以下「旧通達」という。）に基づいて行ってきたところであるが、この度、事務処理要領の一部見直し及び関係様式の改正を行い、新たに別添のとおり「放置違反金納付命令に基づく車両の使用者に対する車両の使用制限に関する事務処理要領」を定め、令和4年4月1日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は、同日付けで廃止する。

## 別添

放置違反金納付命令に基づく車両の使用者に対する車両の使用制限に関する事務処理要領

### 第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第75条の2第2項及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第26条の8の規定に基づき、北海道公安委員会又は方面公安委員会（以下「公安委員会」という。）が車両の使用者に対する車両の使用制限処分を行う場合における事務（以下「使用制限事務」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 準拠

使用制限事務は、法、令、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）、道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号。以下「細則」という。）、放置違反金納付命令に基づく車両の使用制限に係る処分量定の細目基準に関する規程（平成19年北海道公安委員会規程第8号。以下「納付命令細目規程」という。）、北海道公安委員会の行う聴聞等及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年北海道公安委員会規則第8号。）、聴聞及び弁明の機会の付与に関する細則（平成7年北海道公安委員会規則第5号。以下「聴聞等細則」という。）その他別に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### 第3 定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該事項に定めるとおりとする。

#### (1) 使用制限処分

法第75条の2第2項の規定に基づき、公安委員会が車両の使用者に対して車両を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずる処分をいう。

#### (2) 主管課

警察本部交通指導課又は各方面本部の交通課をいう。

- (3) 主管課長  
主管課の長をいう。
- (4) 管理システム  
警察情報管理システム運営規程（令和3年警察本部訓令第14号）第2条第3号の規定に基づく北海道情報管理システムによる放置駐車違反管理業務をいう。
- (5) 使用制限対象事案  
公安委員会が法第51条の4第1項の規定により、放置車両確認標章が取り付けられた車両の使用者に対して放置違反金納付命令をした場合において、当該使用者が当該標章が取り付けられた日前6月以内に当該車両が原因となった放置違反金納付命令（法第51条の4第16項の規定により取り消されたものを除く。）を受けたことがあり、かつ、当該使用者が当該車両を使用することについて著しく交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認められる事案をいう。
- (6) 車両の番号標の番号  
現に、車両の使用制限対象車両に装着されているナンバープレートの番号をいう。
- (7) 登録（車両）番号  
自動車検査証に記載されている自動車登録番号又は車両番号をいう。

#### 第4 車両の使用制限処分管理体制等

##### 1 管理体制

- (1) 管理責任者  
主管課及び警察署に管理責任者を置き、当該所属の長をもって充てる。  
管理責任者は、当該所属における使用制限処分の手続を総括的に管理する。
- (2) 取扱責任者  
主管課及び警察署に取扱責任者を置き、主管課にあつては、警部（同相当職を含む。）以上の階級にある者で管理責任者が指定する者、警察署にあつては、管理責任者が指定する交通業務を担当する警部以上（警部を配置しない所属にあつては、警部補）の階級にある者をもって充てる。  
取扱責任者は、車両の使用制限処分に係る事務を統括する。
- (3) 取扱補助者  
主管課及び警察署に取扱補助者を置き、主管課にあつては、警部補（同相当職を含む。）以上の階級にある者で管理責任者が指定する者、警察署にあつては、管理責任者が指定する交通業務を担当する警部補以上の階級にある者をもって充てる。  
取扱補助者は、車両の使用制限処分取扱いに係る事務を処理する。

##### 2 責任者等の指定及び解除

管理責任者は、取扱責任者及び取扱補助者を指定し、又はその指定を解除したときは、取扱責任者等指定簿（「放置車両確認標章等の取扱要領の制定について」（平30. 3. 9道本交指第3869号）別記第1号様式）に指定の年月日等の必要事項を記載するものとする。

なお、取扱補助者は、必要に応じて複数指定することができるものとする。

## 第5 使用制限対象事案認知時の措置

### 1 警察庁から通報を受けた場合の措置

主管課長は、管理システムにより使用制限対象事案に該当すると認める車両について警察庁から通報を受けたときは、使用制限該当者確認リスト（別記第1号様式）を作成し、当該使用制限対象事案に関する事実調査を行うものとする。

### 2 他都府県への通知

主管課長は、使用制限対象事案に係る車両の使用の本拠の位置が他の都府県警察又は他の方面本部（以下「他の都府県警察」という。）管轄区域内にある場合で、当該使用制限対象事案を当該都府県警察に通知する必要があると認めたときは、管理システムにその旨を登録するとともに、車両の使用制限命令対象事案通知書（別記第2号様式）を作成し、必要な書類を添付の上、当該都府県警察に通知する手続を行うものとする。

## 第6 使用制限対象事案の審査等

### 1 使用制限対象事案の審査

主管課長は、第5の1により使用制限対象事案の事実調査を行ったとき又は他の都府県警察から使用制限対象事案の通知を受けたときは、速やかに当該使用制限対象事案が令第26条の8に規定する車両の使用制限処分の基準（以下「処分基準」という。）に該当するか否かを審査するものとする。

### 2 使用制限対象事案の処分量定

主管課長は、1により審査を行った当該使用制限対象事案が処分基準に該当すると認めたときは、納付命令細目規程に基づく当該使用制限対象事案に係る処分期間の量定（以下「処分量定」という。）に基づき、処分手続を行うものとする。

### 3 処分基準の判断

(1) 放置違反金納付命令書の送達を法第51条の4第18号に規定する公示送達により行った場合は、放置違反金納付命令書の掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに送達があったものとみなされることから、基準日（納付命令細目規程第2条に規定する基準日をいう。以下同じ。）から起算して前7日目に当たる日以降に発出された放置違反金納付命令については、使用制限対象事案から除外するものとする。

(2) 法第51条の4第10項に規定する仮納付があった場合における公示による放置違反金納付命令は、掲示を始めた日から起算して3日を経過した日に効力を生ずるものとされているが、書面による放置違反金納付命令を行った場合との均衡を考慮し、基準日から起算して前7日目に当たる日以降に掲示を始めた放置違反金納付命令については、使用制限対象事案から除外するものとする。

(3) 基準日前6日目に当たる日前に発出された放置違反金納付命令についても、同日以降に使用者に送達されることがあり得るところであるが、正確な送達時期が確定できないことに鑑み、同日以降に発出し、又は掲示を始めた放置違反金納付命令のみを使用制限対象事案の対象とするものとする。

#### 4 監督行政庁への通知及び意見聴取

主管課長は、1により審査を行った当該使用制限対象事案が処分基準に該当した場合及び2により処分量定を行った当該使用制限対象事案に係る使用制限処分の期間を算定した場合であって、当該使用制限処分に係る車両の使用者が自動車運送事業者等道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定による自動車運送事業者（旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業を営業者）又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）の規定により第二種貨物利用運送事業を営業者であるときは、当該審査による処分量定の結果その他必要な事項を車両の使用制限命令に関する意見照会書（別記第3号様式）により、当該区域を管轄する運輸支局長を経由して、北海道運輸局長に対して使用制限事案の概要を通知し、意見を聴取する手続をとるものとする。

#### 第7 使用制限処分免除対象者の取扱い

- 1 主管課長は、処分基準に該当する車両の使用者（以下「被処分者」という。）が、納付命令細目規程第8条の要件（以下「免除要件」という。）に該当する場合は、当該被処分者に対し、車両の使用制限該当理由及び免除要件等を記した車両の使用制限に関する通知書（別記第4号様式）を送付するとともに、車両の使用制限処分免除事項確認簿（別記第5号様式）に措置結果等を記載して以後の経緯を明らかにしておくものとする。
- 2 上記により被処分者から免除要件に該当することを疎明する資料等の提出があったときは、車両の使用制限処分免除事項確認簿にその旨を記載しておくものとする。
- 3 主管課の取扱責任者は、1及び2により、当該使用制限対象事案が免除要件に該当していると認めた場合は、車両の使用制限命令免除報告書（別記第6号様式）を作成し、主管課長に報告するものとする。
- 4 主管課長は、取扱責任者からの報告により、当該使用制限対象事案について使用制限処分を免除することが相当と認めた場合は、使用制限免除者リスト（別記第7号様式）を作成するとともに、車両の使用制限命令免除のお知らせ（別記第8号様式）を当該車両使用者に送付し、管理システムにその旨を登録するものとする。

#### 第8 聴聞通知書の送付等

##### 1 聴聞通知書の送付等

- (1) 主管課長は、第6及び第7による審査、処分量定、監督行政庁への通知及び意見聴取等を行った結果、被処分者に対して聴聞を行う必要があると認めた場合は、管理システムにその旨を登録の上、使用制限聴聞予定者リスト（別記第9号様式）を作成するとともに、聴聞通知書等送付書（別記第10号様式）に聴聞通知書（聴聞等細則別記第6号様式）及び聴聞通知受領書（別記第11号様式）を添付の上、当該車両の使用の本拠の位置と認められる場所を管轄する警察署長に送付するものとする。
- (2) 主管課長は、(1)により聴聞通知書を送付した場合は、当該聴聞の期日の2週間前までに、公安委員会名による当該聴聞の期日及び場所を公示する手続を執るものとする。

## 2 聴聞通知書の交付等

- (1) 警察署長は、1の(1)により聴聞通知書等送付書を受けた場合は、当該聴聞の期日の1週間前（以下「交付期限」という。）までに被処分者に対して聴聞通知書を交付するものとする。この場合において、当該被処分者から聴聞通知受領書を徴しておくものとする。
- (2) 警察署長は、被処分者に対して聴聞通知書を交付することができないやむを得ない事情がある場合で、使用制限事務に関する書面の受領権限がある被処分者以外の者（以下「被処分者以外の者」という。）に聴聞通知書を交付するときは、当該被処分者以外の者から受領権限を証する書面等の提出を受けるとともに、聴聞通知受領書を徴しておくものとする。
- (3) 警察署長は、(1)及び(2)による聴聞通知書の交付に際し、被処分者が聴聞に出頭しない旨を申し出た場合は、当該被処分者又は当該被処分者以外の者から権利放棄書（別記第12号様式）を徴しておくものとする。

## 3 聴聞通知書の交付完了・未了の報告

- (1) 警察署長は、2により聴聞通知書の交付を行った場合又は被処分者が所在不明、使用の本拠の位置が自署管内から移転していると認められる場合及びその他の理由により聴聞通知書を交付することができない場合は、交付期限内に関係書類を添付の上、聴聞通知書交付結果報告書（別記第13号様式）により主管課長まで報告するものとする。

なお、聴聞通知書交付結果報告書により報告を受けた主管課長は、速やかに聴聞通知書の交付結果を管理システムに登録するものとする。

- (2) 当該主管課の取扱責任者又は取扱補助者は、(1)により警察署長から聴聞通知書を交付することができない旨の報告があった場合は、使用制限保留者リスト（別記第14号様式）を作成し、主管課長に報告するとともに所在調査等の必要な調査を行うものとする。
- (3) 主管課長は、前記調査の結果、被処分者の居所・所在が判明し、かつ、使用制限処分の対象となる車両の所在が判明した場合は、新たに判明した当該車両の本拠の位置と認められる場所を管轄する警察署長に対し、1の(1)による送付手続を行うものとする。

なお、主管課長は、必要に応じ、被処分者に対し、配達証明郵便により聴聞通知書等を送付することができるものとする。

## 第9 公安委員会への上申

主管課長は、使用制限対象事案に係る審査、処分量定及び被処分者に対する聴聞の結果を管理システムに登録するとともに、当該被処分者に対して使用制限処分を行う必要があると認めたときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして、車両の使用制限命令事案上申書（別記第15号様式）を作成し、公安委員会に上申するものとする。

- (1) 使用者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び所在地）
- (2) 車両の番号標の番号及び登録（車両）の番号
- (3) 事案の内容

- ア 使用制限該当等通報年月日
- イ 違反金納付命令の状況
- ウ 使用制限歴の状況

(4) 情状その他参考事項

当該使用制限処分の基礎となる納付命令が法第51条の4第16号の規定により取り消された場合は、処分要件を欠くこととなるため、上申の前日に再度確認を行うものとする。

第10 使用制限処分の執行等

1 車両の使用制限書の作成及び送付

- (1) 主管課長は、公安委員会が当該被処分者に対して使用制限処分を行うことを決定した場合は、管理システムにその旨を登録の上、使用制限予定者リスト（別記第16号様式）を作成するとともに車両の使用制限書（細則別記様式第21号の3）及び各警察署ごとの使用制限予定者リストを作成し、車両の使用制限書等送付書（別記第17号様式）に当該自動車に係る車両の使用制限書、標章（規則別記様式第5の3の標章。以下「運転禁止標章」という。）及び使用制限処分受領書（別記第18号様式）を添付の上、使用制限処分を執行する警察署長に送付するものとする。
- (2) 主管課長は、他の方面本部又は都府県公安委員会が使用制限処分を決定した場合で、その執行依頼の通知を受けたときは、車両の使用制限等送付書を作成し、当該都府県警察から送付を受けた車両の使用制限処分に係る書面（以下「道外車両の使用制限書」という。）その他使用制限処分に必要な関係書類を添付の上、執行予定場所を管轄する警察署長に送付するものとする。
- (3) 主管課長は、公安委員会が使用制限処分を決定した後、当該使用制限処分に係る車両が他の方面本部又は都府県警察の管轄区域内に使用の本拠を変更するなど、使用制限処分執行場所が当該公安委員会管轄区域外に及ぶ場合は、車両の使用制限執行依頼書（別記第19号様式）を作成し、車両の使用制限書、運転禁止標章その他使用制限処分に必要な関係書類を添付の上、当該方面本部又は都府県警察に当該使用制限書の執行依頼を通知するものとする。
- (4) (1)又は(2)による車両の使用制限書等の送付を受けた警察署長は、公安委員会が使用制限処分を決定した後、当該使用制限処分を執行するに当たり、当該車両の使用の本拠の位置が移転していると認められるなど、処分執行場所を自署の管轄外に変更する必要性を認めた場合は、当該警察署長は、車両の使用制限処分結果報告書（別記第20号様式）に執行予定場所の変更理由を記し、車両の使用制限書、運転禁止標章その他使用制限処分に必要な関係書類を添付の上、主管課長に報告するものとする。この場合において、主管課長は、当該車両の執行場所を変更する必要性を判断した上で、変更となる使用制限処分執行場所を管轄する警察署長に、使用制限処分に必要な関係書類を送付するものとする。

2 使用制限書の交付等

- (1) 使用制限処分を執行する警察署長は、1の(1)、(2)及び(4)により車両の使用制限

書等送付書を受けたときは、当該車両の使用制限書又は当該道外車両の使用制限書に運転の禁止期間その他必要な事項を記し、当該被処分者に対して使用制限処分の理由を告げ、当該車両の使用制限書又は当該道外車両の使用制限書を交付するものとする。この場合において、当該処分者から使用制限処分受領書を徴しておくものとする。

- (2) 使用制限処分を執行する警察署長は、被処分者に対して車両の使用制限書又は道外車両の使用制限書を交付することができないやむを得ない事情がある場合で、被処分者以外の者に車両の使用制限書又は道外車両の使用制限書を交付するときは、当該被処分者以外の者から受領権限を証する書面等の提出を受け、当該被処分者以外の者に対して使用制限処分の理由を告げ、当該車両の使用制限書又は道外車両の使用制限書を交付するものとする。この場合において、当該被処分者以外の者から使用制限処分受領書を徴しておくものとする。
- (3) 使用制限処分を執行する警察署長は、(1)及び(2)により車両の使用制限書又は道外車両の使用制限書を交付したときは、運転の禁止期間その他必要事項を記載した運転禁止標章を当該使用制限処分に係る車両の前面の見やすい箇所に貼り付けるものとする。
- (4) 使用制限の期間は、車両の使用制限書を被処分者等に交付した日を初日として計算するものとする。
- (5) 車両の使用制限書又は道外車両の使用制限書を被処分者等に交付する場合において次に掲げる理由のあるときは、一時的に当該使用制限に係る車両を使用することができる旨を口頭で教示するものとする。
  - ア 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第48条に規定する定期点検整備
  - イ 道路運送車両法第62条及び第63条に規定する自動車の検査
  - ウ 天災、事変その他真にやむを得ない場合

### 3 使用制限処分の執行完了等の報告等

- (1) 使用制限処分を執行した警察署長は、被処分者に対して使用制限処分の執行が完了した場合又は車両の使用者が所在不明その他の理由により使用制限処分の執行が未了であった場合は、車両の使用制限処分結果報告書を作成し、主管課長に報告するものとする。

なお、使用制限処分の執行が未了であった場合は、車両の使用制限書又は道外車両の使用制限書を添付するものとする。
- (2) 車両の使用制限処分結果報告書により報告を受けた主管課長は、速やかに当該使用制限の執行内容を管理システムに登録するものとする。
- (3) 主管課長は、(1)の報告に基づき、使用制限執行登録者リスト（別記第21号様式）を作成し、四半期ごとに車両の使用制限処分執行等の結果を交通部長（各方面本部においては、方面本部長）に報告するものとする。
- (4) 主管課長は、他の都府県警察から依頼された使用制限処分執行が完了した場合又は使用制限処分の執行が未了であった場合は、当該都府県警察にその結果を連絡するものとする。

## 第11 運転禁止標章の除去申請等

### 1 運転禁止標章の除去申請の受理等

- (1) 警察署長は、法第75条の2第3項において準用する法75条第10項の規定に基づく標章除去申請（以下「除去申請」という。）を受理する場合は、除去申請を行う者（以下「申請者」という。）から標章除去申請書（規則別記様式第5の4）及び除去申請に必要な書類（規則9条の16各号に規定する書類をいう。以下「申請書類」という。）の提出及び提示をさせるものとする。この場合において、当該申請者が、当該除去申請に係る自動車（以下「申請車両」という。）を使用する権限を有する者であり、かつ、被処分者に当該申請車両を使用させることがないことを確認するものとする。
- (2) (1)により除去申請を受理した警察署長は、標章除去申請書及び申請書類を主管課長に送付するものとする。
- (3) 主管課長は、(2)による書類の送付を受けた場合は、標章除去申請書及び申請書類を審査し、当該除去申請が適正なものであるときは、運転禁止標章除去決定通知書（別記第22号様式）を作成し、当該使用制限処分を執行中の警察署長に送付するものとする。

### 2 運転禁止標章の除去

- (1) 使用制限処分を執行した警察署長は、使用制限処分に係る車両の処分期間が経過した場合は、被処分者又は被処分者以外の者を立ち合わせて、当該自動車に貼り付けた運転禁止標章を除去するものとする。
- (2) 1の(3)により運転禁止標章除去決定通知書の送付を受けた警察署長は、速やかに当該申請者に運転禁止標章除去決定通知書を交付し、当該申請者の立会いを得て運転禁止標章を除去するものとする。

なお、当該申請者に対して運転禁止標章除去決定通知書を交付することができない場合及び当該申請者の立会いを得て運転禁止標章を除去することができないやむを得ない事情があるときは、運転禁止標章の除去に係る書面を受領する権限及び運転禁止標章の除去に立ち会う権限を有する申請者以外の者（以下この(3)及び(4)において「申請者以外の者」という。）から、交付を受ける権限及び運転禁止標章の除去に立ち会う権限を証する書面等の提出を受け、当該申請者以外の者に運転禁止標章除去決定通知書を交付し、当該申請者以外の者を立ち合わせて運転禁止標章を除去するものとする。

- (3) (2)により運転禁止標章除去決定通知書を交付した警察署長は、当該申請者又は当該申請者以外の者から運転禁止標章除去に関する誓約書（別記第23号様式）を徴しておくものとする。
- (4) 警察署長は、運転禁止標章を除去したときは、運転禁止標章除去報告書（別記第24号様式）に除去した運転禁止標章を添付の上、主管課長に送付するものとする。

## 第12 使用制限処分に係る事務の記録等

### 1 主管課長による記録

主管課長は、使用制限事務に係る次の事項を車両の使用制限事務処理簿(甲)（別



記第25号様式) に記録するものとする。

- (1) 警察署長に聴聞通知書を送付したこと及び当該警察署長から聴聞通知書を交付完了又は交付未了の通知を受けたこと。
- (2) 警察署長に車両の使用制限書又は道外車両の使用制限書を送付したこと及び警察署長から使用制限処分の執行状況の通知を受けたこと。
- (3) 警察署長から運転禁止標章除去申請書及び申請書類の送付を受けたこと並びに警察署長に標章除去決定通知書を送付したこと。
- (4) その他使用制限処分の管理に関し必要な事項

## 2 警察署長による記録

警察署長は、使用制限事務に係る次の事項を車両の使用制限事務処理簿(乙)(別記第26号様式) に記録するものとする。

- (1) 主管課長から聴聞通知書の送付を受けたこと及び主管課長に聴聞通知書の交付完了又は交付未了の通知を行ったこと。
- (2) 主管課長から車両の使用制限書又は道外車両の使用制限書の送付を受けたこと及び主管課長に被処分者に対して使用制限処分を行ったこと又は使用制限処分を行えなかったことを通知したこと。
- (3) 申請者から除去申請を受理したこと。
- (4) 主管課長に除去申請書及び申請書類を送付したこと並びに主管課長から運転禁止標章除去決定通知書の送付を受けたこと。
- (5) その他使用制限処分の執行に関し必要な事項

## 第13 報告又は資料の提出の要求

### 1 公安委員会への報告

主管課長は、法第75条の2の2第2項の規定により自動車の使用者に対し、必要な報告又は資料の提出の要求をする必要があると認めるときは、報告・資料提出要求報告書(別記第27号様式)を作成し、公安委員会に報告するものとする。

### 2 警察署長への送付

主管課長は、1により公安委員会が自動車の使用者に対し、必要な報告又は資料の提出要求を決定した場合は、報告・資料提出要求書送付書(別記第28号様式)を作成し、報告・資料提出要求書(細則別記様式第21号。以下「要求書」という。)及び報告・資料提出回答書(別記第29号様式。以下「回答書」という。)を添付の上、警察署長に送付するものとする。

### 3 自動車の使用者への交付等

- (1) 2による送付を受けた警察署長は、要求書及び回答書を自動車の使用者に対して交付するものとする。この場合において、当該自動車の使用者から報告・資料提出要求受領書(別記第30号様式)を徴しておくものとする。

なお、報告又は資料の提出の期限については、要求書及び回答書を交付した日から起算しておおむね15日を経過した日を指定するものとする。

- (2) 警察署長は、当該自動車の使用者から回答書を受領した場合は、速やかに、当該回答書を主管課長に送付するものとする。

第14 自動車保有関係手続きのワンストップ・サービス（自動車OSS）の特例

自動車保有に係る住所変更手続きを個人によるオンライン申請により行った場合は、車両の番号標の番号と登録（車両）番号にかい離が発生する可能性があることから、その場合は、それぞれの番号を別記様式中の該当欄にそれぞれ記載するものとする。